

# 副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件  
平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件  
平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田 学 ほか105名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁 関東地方整備局長)

## 準備書面 (14)

平成24年12月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人

大 口 紋



和 田 将



杉 本 正



佐 藤 昌



前 畑 聡



高 藤 喜

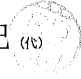
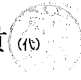
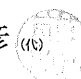
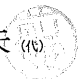
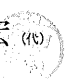

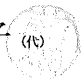







宮 沢 正

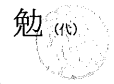


近 藤 光



村	田	智	紀 
清	水	大	貴 
菊	池	雅	彦 
奥	田	謁	夫 
赤	星	健 太 郎	
望	月	雅	彦 
栗	田	隆	宏 
高	峯	聡 一 郎	
宜	保	佳	子 
今	井	弘	幸 
小	林	雄	一 
中	山		浩 
高	木		暁 
尾	上	佑	介 
井	手	統	一 

高 橋



被告国は、原告らの平成24年9月25日付け準備書面43（以下「原告ら準備書面43」という。）における求釈明について、以下のとおり、必要と認める範囲で回答する。

なお、略称等については、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 1 「求釈明 その1」（原告ら準備書面43第3の2・7ページ）について

### (1) について

被告国が、平成24年9月25日付け被告国準備書面(13)（以下「被告国準備書面(13)」という。）第3の3（15ページ）において主張した「事業認可等に係る事務手続の停滞等」（以下「事務手続の停滞等」という。）とは、法62条1項に基づく関係自治体への図書の写しの送付ができないことを意味するものではない。

なお、本件事業地表示図及び本件設計概要図は、元々東京都により作成されたものであり、法62条1項に基づく図書（事業地設計図及び設計概要図）の写しの送付は、関東地整局長から東京都を通じて行われたものである。

### (2) について

事務手続の停滞等としては、事業認可の内容に関する問い合わせがあった場合や事業認可の内容の変更申請等があった場合における対応、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき事業認可申請書の添付書類の開示請求があった場合における対応等に際しての事務手続の停滞などが想定される。

### (3) 及び(4)について

本件事業認可手続において、事務手続の停滞等は生じていない。

## 2 「求釈明 その2」（原告ら準備書面43第3の4・8, 9ページ）について

て

(1) について

乙第36号証(本件黒ファイル)及び第44号証(本件水色ファイル)については、既に提出書証として提出済みの図面部分を除き、今般改めて各乙号証に枝番を付した上で、書証として提出する。

(2) について

本件黒ファイルにつづられていた事業認可申請書への押印(被告国準備書面(13)第3の1(2)イ・12ページ)は、同書面に受付・受領印が押印されていないことに気付いた平成19年当時の関東地整建政部の職員が、地方整備局文書管理規則に基づいて行ったものである。

(3) について

関東地整建政部は、上記関東地整建政部の職員が押印を行ったことを把握していた。

3 「求釈明 その3」(原告ら準備書面43第3の6・9ページ)について

被告国準備書面(13)第2の4(3)(8ページ)及び同第3の1及び2(9ないし13ページ)において述べたとおりである。

4 「求釈明 その4」(原告ら準備書面43第3の8・10ページ)について

(1) について

本件事業認可については国交本省への事前協議が必要な案件であるため、本件事業認可に関する書類が国交本省に存在していることは関東地整としても認識していたが、具体的に、本件水色ファイルそのものが国交本省に存在していることまでは認識していなかった。

(2) について

関東地整の担当者が国交本省へ出向き、本件事業認可に関する書類の確認を行ったものである。

以 上